

神奈川県ヤミ金融対策連絡会議設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県ヤミ金融対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会議は、貸金業法（以下「法」という。）等の施行に関し、ヤミ金融業者による被害の防止と各関係機関との連携を図ることにより、法の円滑な施行に資することを目的とする。

2 前項にいうヤミ金融業者とは、無登録で貸金業を営む業者・登録業者を含め法律に違反するような高金利で貸付けを行ったり、悪質な取立てを行う業者をいう。

(構 成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる機関の者をもって構成する。

- (1) 関東財務局横浜財務事務所 (理財課)
- (2) 神奈川県 (産業労働局中小企業部金融課)
(くらし安全防災局くらし安全部消費生活課)
- (3) 神奈川県警察本部 (生活安全部生活経済課)
- (4) 神奈川県弁護士会
- (5) 神奈川県司法書士会
- (6) 日本貸金業協会 神奈川県支部

(協議事項)

第4条 連絡会議は、第2条の目的を達成するため次のことを協議し、必要な対策を講じることとする。

- (1) ヤミ金融業者による被害の未然防止について。
- (2) ヤミ金融業者の被害に係る苦情相談について。
- (3) ヤミ金融業者の排除に向けた取り組みについて。
- (4) ヤミ金融業者に関する情報交換について。

2 連絡会議は、ヤミ金融業者による被害者の救済に関する情報交換や救済方法を協議する。

(会 議)

第5条 連絡会議は必要に応じて随時開催するものとし、神奈川県産業労働局中小企業部金融課長（以下「金融課長」という。）が招集する。

2 連絡会議の構成員は、必要と認められた場合、金融課長に対し連絡会議の招集を求めることができる。

3 連絡会議においては、金融課長が議長を務める。

4 連絡会議は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第6条 連絡会議の庶務は、神奈川県産業労働局中小企業部金融課が行う。

附 則

この要綱は、平成15年12月19日から施行する。

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

この要綱は、平成20年3月19日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。